

3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

勧告	説明図表番号
<p>(1) 関連制度等</p> <p>相続時には、不動産の所有権移転登記の申請、遺族補償年金の請求、酒類販売業の相続の申告等の多くの手続において、戸籍謄本等（注）の提出が求められている。</p> <p>民間企業においては、このような申請者の負担を踏まえ、申請者から提出された戸籍謄本等の返却や戸籍謄本等のコピーの受付を行っている場合がある。また、行政機関等においては、不動産の所有権移転登記の申請や年金の請求に係る手続では、法令や通知等に基づき、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している。他方、相続税の申告、遺族補償年金の請求、自動車の移転登録の申請等 19 手続においては、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこととされていない。</p> <p>（注）本項目においては、「戸籍謄本等」には、戸籍謄本又は戸籍抄本のほか、除籍謄本又は除籍抄本も含む。</p>	<p>表3－(1)－①</p> <p>表3－(1)－②</p>
<p>(2) 調査結果</p> <p>ア 戸籍謄本等を返却することとされている手続</p> <p>(ア) 不動産の所有権移転登記の申請</p> <p>不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 55 条に基づき、法務局においては、申請者から返却の求めがあった場合に、戸籍謄本等を返却している。</p> <p>具体的には、申請者から戸籍謄本等とそのコピー（又は被相続人と相続人の関係を図式化した「相続関係説明図」）の提出を受け、職員が戸籍謄本等とそのコピー（又は相続関係説明図）を照合し内容を確認した上で、登記手続完了後に、戸籍謄本等を返却している（郵送による返却の場合、申請者が郵送料を負担）。</p> <p>(イ) 年金（未支給年金等）の請求</p> <p>日本年金機構が年金事務所に発出した「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】（指示・依頼）」（平成 24 年 1 月 12 日付け給付指第 2012-6）等に基づき、年金事務所及び市町村においては、請求者から返却の求めがあった場合に、戸籍謄本等を返却している。</p> <p>具体的には、請求者から戸籍謄本等の提出を受け、職員がそのコピーを作成した上で、戸籍謄本等を返却している（郵送による返却の場合、請求者、年金事務所又は市町村が郵送料を負担）。</p> <p>イ 戸籍謄本等を返却することとされていない手続</p> <p>戸籍謄本等を返却することとされていない 19 手続について、返却することとされていない理由は、次のとおりである。</p>	<p>表 3 － (2) － ア － (ア) － i ～ iii</p> <p>表 3 － (2) － ア － (イ) － i ～ iii</p>

<p>① 法令等に根拠がない。</p> <p>② 手続実務を行う地方公共団体や地方支分部局（以下「地方公共団体等」という。）が戸籍謄本等を返却するかどうかを判断している。</p> <p>③ 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要がある。</p> <p>④ 事務的負担の増加を懸念している。</p> <p>⑤ 戸籍謄本等の返却の要望がない。</p>	
<p>(7) 法令等に根拠がないとするもの</p> <p>法令等に根拠がないので、戸籍謄本等を返却することができないとする手続【相続税の申告、理容所の開設者の地位の承継の届出、自動車の移転登録の申請等 9 手続】があったが、これらについては、法令改正や通知の発出等により返却することが可能となる。</p> <p>また、9 手続のうち 4 手続については、一部機関において、申請者等の要望に応じて戸籍謄本等を返却していた。これらの手続においては、戸籍謄本等を返却することによる特段の支障は認められなかった。</p> <p>さらに、3 手続については、戸籍謄本等は原本の提出を求めている一方、同じ手続で、住民票の写しや印鑑証明書等は、法令等により、コピーの提出を認めていた。このように戸籍謄本等とそれ以外の書類で原本の提出を求めるか否かを分けていることについて、合理的な理由は認められなかった。</p>	<p>表 3 - (2) - イ - (7) - i ~ viii</p>
<p>(4) 手続実務を行う地方公共団体等の判断で戸籍謄本等を返却するものとするもの</p> <p>戸籍謄本等を返却するかどうかは手続実務を行う地方公共団体等が判断しているとする手続【製造たばこの小売販売業の承継の届出、飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出等 5 手続】があった。これらについては、一部の地方公共団体等において、届出者の要望に応じて戸籍謄本等を返却していた。</p> <p>なお、地方公共団体等では、これらの手続について、相続手続完了後に戸籍謄本等を利用することはないとしている。</p>	<p>表 3 - (2) - イ - (4) - i ~ ii</p> <p>表 3 - (2) - イ - (7) - iv ~ vii (再掲)</p>
<p>(7) 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとするもの</p> <p>他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとする手続【酒類販売業の相続の申告、遺族補償年金の請求、自動車の移転登録の申請等 13 手続】があった。このうち 2 手続においては、都道府県警察本部や警察署からの照会に備えて登録申請が真正かつ適正なものであることを常に確認できるよう戸籍謄本等を保管する必要があるとしている。しかし、警察庁によると、当該手続に係る戸籍謄本等の原本の保管を警察庁として求める特段の理由は認められないとのことであった。</p>	<p>表 3 - (2) - イ - (7) - i ~ ii</p> <p>表 3 - (2) - イ - (7) - ii, viii (再掲)</p>

また、13 手続においては、他機関からの照会等に備えて登録申請が真正かつ適正なものであることを常に確認できるよう戸籍謄本等を保管する必要があるとしている。しかし、戸籍謄本等以外の提出書類の中には、コピーの受付や電子媒体（PDF）の受付を行っているものもあり、原本の保管はしていない。戸籍謄本等とそれ以外の提出書類において、他機関からの照会等に対する備えが必要であるという点は同じであり、戸籍謄本等についても、そのコピーを保管すれば足りると考えられる。

さらに、11 手続については、戸籍謄本等の原本でなければ、当該手続の事実認定を確認する訴訟が提起された場合等に、証拠能力に不安があるとしているが、戸籍謄本等を返却することとされている手続においては、手続に関する訴訟が提起された場合等に、戸籍謄本等のコピーにより対応しているが、証拠能力について特段の支障は生じていないとしている。

(エ) 事務的負担の増加を懸念しているもの

戸籍謄本等を返却するに当たり、原本とそのコピーの照合作業、コピーが不明瞭な場合の再提出の要請等、返却を行うことによる事務的負担の増加を懸念しているとする手続【酒類販売業の相続の申告等 2 手続】があった。

しかし、戸籍謄本等を返却することとされている手続についてみると、不動産の所有権移転登記の申請及び年金の請求においては、申請者から要望があれば戸籍謄本等を返却しているが、特段の支障は生じていないとしている。さらに、年金の請求においては、平成 23 年 11 月から戸籍謄本等の返却を開始しているが、戸籍謄本等の返却によりその他の業務に影響を与えるような事務的負担の増加はなかったとしている。

表 3 - (2) - イ - (エ)
表 3 - (2) - イ - (ア) - ii (再掲)

(オ) 戸籍謄本等の返却の要望が無いとするもの

当該手続において戸籍謄本等の返却に対する要望が無いため、返却をしていないとする手続【酒類販売業の相続の申告等 2 手続】があった。しかし、今回調査した結果、国民からは、相続手続全般に関して提出した戸籍謄本等の返却を求める要望が挙げられているところであり、相続手続全般において申請者にとって利便が高まる措置を行うことは重要であると考えられる。

表 3 - (2) - イ - (オ)
表 3 - (2) - イ - (ア) - ii (再掲)

(今後の課題)

法務省は、登記を含む相続手続全般で利用できる相続関係情報の証明書を発行する「法定相続情報証明制度」（仮称）（以下「証明制度」という。）の新設に向けて検討を進めている。相続人は、証明制度を利用することにより、相続手続の際に、戸籍謄本等に代えて相続関係情報の証明書を提出することが可能となる予定である。

表 3 - (2) - ①

各府省においては、相続時における申請者のより一層の負担軽減を図る観点

から、法務省の証明制度の検討結果を踏まえ、証明制度の活用を検討することも重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、相続時に提出する戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと。(財務省、厚生労働省)
- ② 戸籍謄本等を返却することとされていない手続のうち、地方公共団体が手続実務を行っている手続については、地方公共団体が戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行うこと。(厚生労働省)

表3-1(1)-① 戸籍謄本等の返却又はコピーの受付の実施方法

	不動産の所有権移転登記の申請【法務省】	年金（未支給年金、遺族年金）の請求 【厚生労働省（日本年金機構）】	参考（民間企業の例（注3））
実施条件	<ul style="list-style-type: none"> 申請者から返却の求めがあった場合に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求者から返却の求めがあった場合に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求者から返却の求めがあった場合に行う。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等とそのコピー（又は相続関係説明図（注2））。 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等 一定の条件に該当する場合、<u>戸籍謄本等のコピー</u>を受け付けている企業もある。
返却の方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員が戸籍謄本等とそのコピー（又は相続関係説明図（注2））を照合し、登記完了後に、申請者に対し戸籍謄本等を返却する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が戸籍謄本等のコピーを取り、請求者に対し戸籍謄本等を返却する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社員が戸籍謄本等のコピーを取り、請求者に対し戸籍謄本等を返却する。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 返却に伴う手数料は不要 コピー及び郵送代は申請者負担 	<ul style="list-style-type: none"> 返却に伴う手数料は不要 郵送代は請求者、年金事務所又は市町村負担 	<ul style="list-style-type: none"> 返却に伴う手数料、コピー代及び郵送代は<u>企業負担</u>

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 相続関係説明図は、被相続人と相続人の関係、被相続人の死亡日、被相続人や相続人の住所等を記載したものである。
 3 銀行口座又は証券口座の相続に係る請求や、死亡保険金の請求を受け付けている6社について調査した。

表3- (1) - ② 戸籍謄本等の提出が求められる相続手続

機関区分	手続区分	手続名
行政機関	登記・登録	○不動産の所有権移転登記の申請 (1 手続) ○ <u>自動車の名義変更・廃車手続 (2 手続)</u> ・移転登録の申請 ・永久抹消登録の申請
	年金	○年金 (未支給年金等) の請求 (5 手続) ・未支給年金の請求 ・死亡一時金の請求 ・寡婦年金の請求 ・遺族厚生年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ○ <u>労災保険の請求 (9 手続)</u> ・遺族補償年金の請求 ・遺族補償一時金の請求 ・遺族年金の請求 ・遺族一時金の請求 ・未支給の保険給付の請求 ・葬祭料の請求 ・葬祭給付の請求 ・障害補償年金差額一時金の請求 ・障害年金差額一時金の請求
	税金	○ <u>相続税の申告 (1 手続)</u>
	事業承継	○ <u>製造たばこの小売販売業の承継の届出 (1 手続)</u> ○ <u>酒類販売業等の相続の申告 (2 手続)</u> ・酒類販売業の相続の申告 ・酒類等製造業の相続の申告 ○ <u>飲食店営業、理容業等の事業承継の届出 (4 手続)</u> ・飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出 ・理容所の開設者の地位の承継の届出 ・美容所の開設者の地位の承継の届出 ・クリーニング業の営業者の地位の承継の届出
(参考)	銀行における銀行口座の相続	
民間企業		生命保険会社における死亡保険金の請求
		証券会社における証券口座の相続

(注) 1 当省の調査結果による。

2 戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこととされていない 19 手続については、下線を付した。

表 3－(2)－ア－(7)－i 申請者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を申請者に返却している例

府省等名	法務省
手続名	相続時における不動産の所有権移転登記の申請
関係法令等	不動産登記法（昭和16年法律第123号）
事例の態様	[参考事例] 申請者の負担の軽減を図る観点から、提出書類を申請者に返却している例
概要	<p>不動産登記法（昭和 16 年法律第 123 号。以下、本事例において「法」という。）において、登記の申請は、申請情報及び添付情報を法務局等の登記所に提供してしなければならないとされている（法第 18 条及び不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第 2 条第 1 号）。この登記の申請のうち、相続時に行う不動産の所有権移転登記の申請には、添付情報として、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や除籍全部事項証明書（除籍謄本）等、住民票の写し、印鑑証明書、遺産分割協議書、遺言書等の書類を提供することとなっている。</p> <p>これらの提出書類について、法務省は、申請者が、登記申請事務以外（例えば他の相続事務手続等）に使用することもあるため、申請者の負担の軽減を図る観点から、原本を返却しているとしている。</p> <p>また、返却の方法については、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下、本事例において「規則」という。）第 55 条において、申請者が、原本に加え、原本と相違ない旨を記載した謄本（コピー）を提出し、登記官が原本により登記申請の審査をした後に、原本と謄本を照合し、一致していることを確認した上で原本を申請者に返却する方法が規定されている。</p> <p>さらに、提出書類のうち戸籍謄本等については、上記の規則第 55 条に基づく返却の方法のほかに、「不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて（通達）」（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 457 号法務局長及び地方法務局長宛て法務省民事局長通達）に基づき、申請者が、原本に加え、原本と相違ない旨を記載した謄本（コピー）の代わりに「相続関係説明図」（注）を提出することにより、原本が申請者に返却される方法も取られている。</p> <p>なお、法務省は、このように原本を返却していることについて、業務上の負担の増加や課題は特段感じていないとしている。</p> <p>（注）相続関係説明図には、被相続人と相続人の関係、被相続人の死亡日、被相続人や相続人の住所等が記載されている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 3- (2) - ア - (7) - ii 不動産登記規則等における戸籍謄本等の返却に関する規定

○ 不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）〈抜粋〉

（添付書面の原本の還付請求）

第 55 条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第 16 条第 2 項、第 18 条第 2 項若しくは第 19 条第 2 項（又はこの省令第 48 条第 1 項第 3 号（第 50 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 49 条第 2 項第 3 号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3 登記官は、第 1 項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

4 前項後段の規定により登記官印を押印した第 2 項の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5 第 3 項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6 第 3 項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによってするものとする。

8 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9 前項の指定は、告示してしなければならない。

○ 「不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて（通達）」（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 457 号法務局長及び地方法務局長宛て法務省民事局長通達）〈抜粋〉

7 原本還付の取扱い

相続による権利の移転の登記等における添付書面の原本の還付を請求する場合において、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、登記原因証明情報のうち、戸籍謄本又は抄本及び除籍謄本に限り、当該相続関係説明図をこれらの書面の謄本として取り扱って差し支えない。

（注）下線は当省が付した。

表 3- (2) - ア - (7) - iii 法務省のホームページにおける戸籍謄本等の返却に関する説明

法務省は、戸籍謄本等のほかに住民票の写し等も返却しており、ホームページ上では以下のように説明している。

表 登記申請書に添付する書面（添付情報）について

登記申請書に添付する書面（添付情報）は、原本の添付が原則ですので、「住民票の写し」等についても、その証明書の原本を添付する必要があります（コピーは不可）。

ただし、申請人が原本を保管する必要があるもの又はそれを欲するものについては、その原本の還付（返還）を請求することができます。

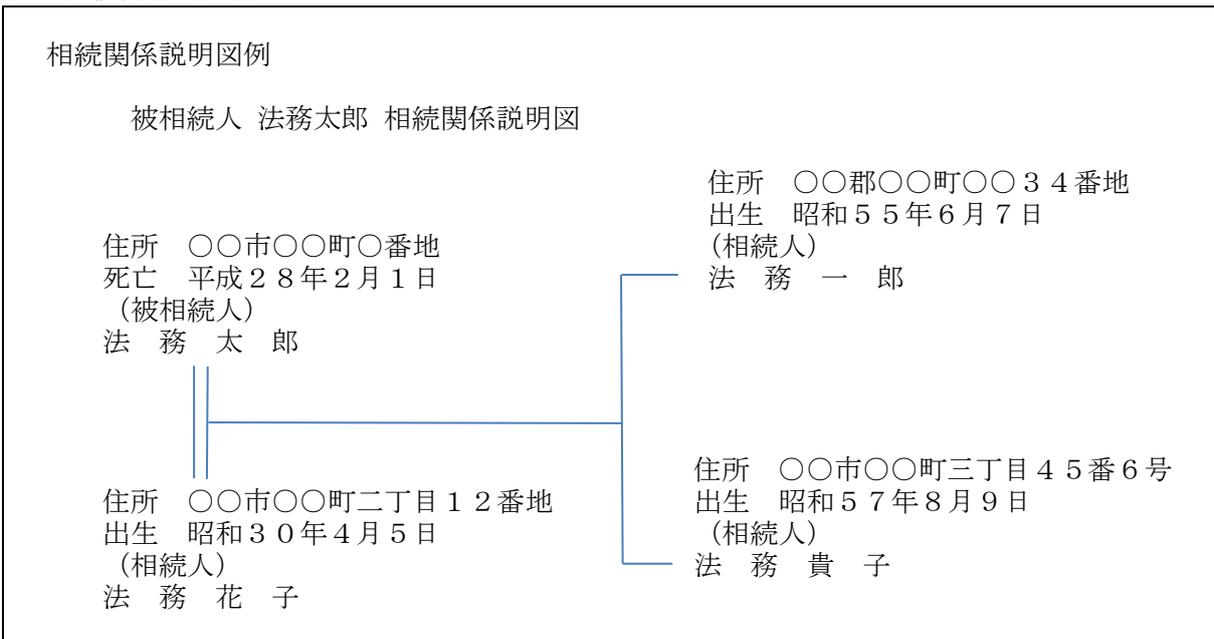
この場合には、必要となる書類のコピーを作成し、そのコピーに「原本に相違ありません。」を記載の上、申請書に押印した人がそのコピーに署名（記名）押印（2枚以上になるときは、各用紙のつづり目ごとに契印（割印））したものを申請書に添付して、原本と一緒に提出してください。別途、原本の還付の請求書を作成する必要はありません。

なお、登記申請のためだけに作成したもの（登記申請用に作成した委任状、登記原因証明情報等）や印鑑証明書等は、原本の還付をすることはできませんので、申請書を提出する際には、登記所に確認してください。

※ 相続登記申請（8、9及び10）に関しては、「相続関係説明図」を戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と一緒に提出された場合には、登記の調査が終了した後に、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の原本をお返しすることができます（詳しくは登記例を御覧ください。）。

また、提出書類のうち戸籍謄本等については、戸籍謄本等のコピーの代わりに「相続関係説明図」を提出することによる返却もできるとしており、以下のような例を示している。

表 相続関係説明図の例



(注) 法務省のホームページに基づき、当省が作成した。なお、下線は当省が付した。

表3- (2) -ア- (イ) - i 請求者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を請求者に返却している例

府省等名	厚生労働省（日本年金機構）
手続名	相続時における年金の①未支給年金の請求、②死亡一時金の請求、③寡婦年金の請求、④遺族厚生年金の請求及び⑤遺族基礎年金の請求
関係法令等	国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
事例の態様	[参考事例] 請求者の負担の軽減を図る観点から、提出書類を請求者に返却している例
概要	<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）において、国民年金又は厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者（以下、本事例において「被保険者等」という。）が死亡した時に一定の要件を満たしており、被保険者等によって生計を維持されていた遺族は、未支給年金（国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条）、遺族基礎年金（国民年金法第37条）、寡婦年金（国民年金法第49条）、死亡一時金（国民年金法第52条の2）又は遺族厚生年金（厚生年金法第58条）の支給を請求することができることとされている。これらの年金の請求時には、年金事務所や市町村（以下「年金事務所等」という。）に対し、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や除籍全部事項証明書（除籍謄本）等、住民票の写し、死亡診断書、死体検案書又は検視調書（以下、本事例において「死亡診断書等」という。）の記載事項証明書等の書類を提出することとされている。</p> <p>これらの提出書類について、日本年金機構は、コピー機の発達により写し自体の信用性が高まり、一般社会でも証明等に当たって原本に代えてコピーを提出させる機会が多くなったことも事実であり、請求者からも書類の原本の返却を求める旨の要望が寄せられていたことを踏まえ、請求者の負担の軽減を図る観点から、原本を返却しているとしており、年金業務を年金事務所等に委任・委託している厚生労働省は、請求者が提出した戸籍謄本等の原本を確認した後ならば、お客様サービスの一環として、原本を返却しても差し支えないとしている。</p> <p>また、返却の方法については、「国民年金市町村事務処理基準」（平成12年2月18日付け庁保発第3号都道府県知事宛て社会保険庁運営部長通知）及び「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】（指示・依頼）」（平成24年1月12日付け給付指第2012-6。以下「指示・依頼」という。）において、戸籍謄本等、住民票の写し、死亡診断書等の記載事項証明書等公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書については、請求者から原本の返却の求めがあった場合には、職員が原本をコピーし、当該コピーに対して、現に原本を所持している請求者が「〇〇の原本と相違ない」旨の認証文言を付記して記名押印し、原本を確認した職員が「提示された原本と相違ないことを確認した」旨の事跡を付記して記名押印した上で（郵送請求の場合は、現に原本を所持している年金事務所等の所属長が「原本と相違ない」旨の認証文言を付記して職名を記名し、所属長の公印を押印した上で）、原本を申請者に返却する方法が規定されている。また、指示・依頼においては、添付書類のうち死亡診断書等については、原本の代わりにコピーの受付を行う方法が規定されている。</p> <p>なお、日本年金機構は、このように原本を返却していることについて、通常業務の一つとして行っているため、業務上の負担の増加や課題は特段感じていないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - ア - (イ) - ii 国民年金市町村事務処理基準等における戸籍謄本等の返却に関する規程

○ 「国民年金市町村事務処理基準」(平成 12 年 2 月 18 日付け庁保発第 3 号都道府県知事宛て社会保険庁運営部長通知) <抜粋>

(請求書等の受理)

第 20 条 受給権者から給付に関する請求書、申出書、届書又は申請書(以下「請求書等」という。)が提出されたときは、次により処理する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 受給権者から戸籍謄本、住民票その他の添付書類に係る原本還付請求があった場合には、原本と相違がない旨を証明した謄本をもってこれに代え、当該添付書類の原本を還付する。ただし、請求書等の提出のためにのみ作成された添付書類については、この限りでない。

(6) ~ (7) (略)

2 (略)

○ 「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】(指示・依頼)」(平成 24 年 1 月 12 日付け給付指第 2012-6) <抜粋>

Q 1 コピーを原本に代えて添付できる書類(原本証明した上で、原本を返却できる書類)とは、どのような書類なのでしょう。

A 1

請求者等から、次の①又は②に掲げる書類等の提示がなされ、原本の返却を求める旨の申出があった場合には、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

①公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書(年金証書、被保険者証、行政処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべきものは除く)
<例> 住民票(除票)の写、戸籍(除籍)謄本(抄本)、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、(非)課税証明書、居住証明書、在留資格証明書等

【注 1】年金請求等に用いることを目的として、条例等に基づき、市区町村役場が交付手数料を免除又は減免した上で交付する戸籍等の公文書にあっては、必ず原本の添付を求めてください。

例えば、次の記載例にあるような表示が戸籍等に付されている場合には、必ず原本の添付を求めてください。

<記載例>

○年金用、国民年金用、年金手続用、公的年金手続用、特別法

○この証明は戸籍手数料に関する特別法の規定に基づく戸籍に関する証明と同一の目的に使用するために交付するものです。

○この証明は公的年金手続用です。他の目的では使えません。 等

【注 2】公務員が作成したものであっても、その職務権限に基づき、職務の執行として作成したものと認めない場合には、必ず原本の添付を求めてください。

②法人印又は代表者印を付した上で法人が証明する私文書(契約書及び領収証等その他本人が所持すべきものは除く)

<例> 源泉徴収票、在籍証明書 等

【注3】 法人が証明したものであっても、年金請求等に用いることを目的として作成したものである場合には、必ず原本の添付を求めてください。

Q2 コピーを原本として添付できる書類（原本を返却できる書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A2

次の①から③に掲げる書類等にあつては、当該書類等のコピーの提出を求めてください。請求者等から、原本の提示がなされ、原本をコピーした場合でも、原本証明を省略して差し支えありません。

ただし、Q1・A1の①又は②に該当する書類等にあつては、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

- ①年金証書、被保険者証、処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべき公文書
- ②契約書及び領収証等その他本人が所持すべき私文書
- ③国民年金法施行規則や通知等において「〇〇の写し」と規定されている書類等

Q3 原本を添付する書類（原本を返却できない書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A3

年金請求等に用いることを目的として、公の職務又は私人の立場において、署名又は押印が付されている私文書にあつては、必ず原本の添付を求めてください。

<例> 医師又は歯科医師の診断書、生計維持関係の事実に関する第三者証明 等

(注) 下線は当省が付した。

表3-2) -ア- (イ) -iii 日本年金機構のホームページにおける戸籍謄本等の返却に関する説明

日本年金機構は、戸籍謄本等のほかに住民票の写し等も返却しており、ホームページ上では以下のように説明している。

表 年金請求書等に添付される住民票、戸籍謄本などについて

年金の請求以外の目的で使用することがある次の書類について、お客様から原本の返却のお申出があった場合は、まず原本を提示いただき、そのコピーはいただいた上で、お客様へ原本をお返しします。

1. 公的機関が証明する書類	<u>住民票（除票）の写し</u> 、 <u>戸籍（除籍）謄本（抄本）</u> 、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、（非）課税証明書、居住証明書、在留資格証明書など
2. 法人が証明する書類	源泉徴収票、在籍証明書など

(注) 日本年金機構のホームページに基づき、当省が作成した。なお、下線は当省が付した。

表3-(2)-イ-(7)-i 法令等に根拠がないとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等	
			一部機関において、申請者等の要望に応じて戸籍謄本等を返却している	住民票の写しや印鑑証明書等については、法令等により、コピーの提出を認めている
1	財務省	酒類等製造業の相続の申告		
2	財務省	酒類販売業の相続の申告		
3	財務省	相続税の申告		○
4	厚生労働省	飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出	○	
5	厚生労働省	理容所の開設者の地位の承継の届出	○	
6	厚生労働省	美容所の開設者の地位の承継の届出		
7	厚生労働省	クリーニング業の営業者の地位の承継の届出		
8	国土交通省	自動車の移転登録の申請	○	○
9	国土交通省	自動車の永久抹消登録の申請	○	○
合計9手続			4手続	3手続

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ-(7) - ii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 1、2 の手続)

府省等名	財務省
手続名	①酒類等製造業の相続の申告及び②酒類販売業の相続の申告
関係法令等	酒税法（昭和28年法律第6号）
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②他機関からの照会等に備えるため戸籍謄本等を保管する必要がある ③事務的負担の増加を懸念している ④戸籍謄本等の返却の要望がない
概要	<p>酒税法（昭和28年法律第6号）第19条において、酒類等製造業又は酒類販売業につき相続があった場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人は、遅滞なく、その製造場の所在地又はその販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならないとされている。また、酒税法施行令（昭和37年政令第97号。以下、本事例において「施行令」という。）第18条第2項においては、申告書には、申告者の戸籍抄本を添付しなければならないとされており、戸籍抄本以外にも、相続があったことを確認する書類として、印鑑証明書や包括受遺を証明する書類（遺言書や遺産分割協議書等）の提出が求められている。なお、財務省は、相続関係を確認するため、実務上は、戸籍抄本、戸籍謄本等の添付を求めているとしている。</p> <p>財務省では、i) 提出書類を受け付けた後は行政文書となるため、返却する扱いはできないこと、ii) 書類の偽造や不正申告が発生する可能性があり、後日、当時の手続の状況を説明できるよう戸籍謄本等の原本の保管が必要であること、iii) 戸籍謄本等の返却に伴う事務的負担の増加が懸念されること及びiv) 申告者からの返却の要望が無いことから、戸籍謄本等の返却又はコピーの受付は行っていないとしている。</p> <p>しかし、今回の調査の結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 戸籍謄本等を返却する扱いができないのであれば、法令改正や通知の発出等により返却することは可能である。</p> <p>② 税務署の中には、電子申告時は、戸籍謄本等についてPDFデータ（イメージデータ）を受け付けているものもみられる。このため、申告者は、電子申告時は戸籍謄本等の原本を提出する必要が無く、税務署にも戸籍謄本等のPDFデータしか無いという状況になっている（ただし、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年財務省令第71号）第5条第3項に基づき、税務署長は必要があるときに、戸籍謄本等の原本を提示又は提出させる場合もある。）。PDFデータは原本そのものではなく、紙媒体で言えば原本のコピーに類似するものであることを踏まえると、戸籍謄本等を返却している法務省の不動産の所有権移転登記の申請や厚生労働省の年金の請求のように、提出書類のコピーを保管することにより、当時の手続の状況を説明することは可能であると考えられる。</p> <p>また、財務省は、遺言書（公正証書遺言書を除く。）や遺産分割協議書（以下、本事例において「遺言書等」という。）については、原本のコピーを受け付けており、当時の手続の状況を説明する際は、遺言書等のコピーが用いられることになることから、戸籍謄本等についても、原本のコピーを保管すれば足りると考えられる。</p> <p>遺言書等と戸籍謄本等については、遺言書等は1通しか作成されないことがあるが、戸籍謄本等は、地方公共団体に対し交付申請すれば、1通以上を入手することが可能であるという違いがある。しかし、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）においては、「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付ける</p>

ため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠なものに限る」とされているところである。これを踏まえ、申告者が物理的に提出可能か否かという点だけでなく、提出書類が手続上必要不可欠か否かという点も併せてみると、電子申告の場合は、税務署に戸籍謄本等の原本が無い状態で手続が行われることもあり、戸籍謄本等について手続上原本が必要不可欠であるという事情は見当たらない。

なお、「申請負担軽減対策」においては、「事業者が相続、合併及び営業の譲渡・譲受により事業を開始する場合であって、その申請内容に実質的な変更がない場合には、既得許認可が、原則としてその事業者にも簡便な手続で承継されるよう措置する」とされていることを踏まえると、酒類等製造業及び酒類販売業の相続時においても、申告者（事業者）に戸籍謄本等を返却するよう措置すべきと考えられる。

③ 法務省の不動産の所有権移転登記の申請や厚生労働省の年金の請求においては、戸籍謄本等を返却しているが、そのことにより特段の支障は生じていないとしていること及び厚生労働省の年金の請求においては、戸籍謄本等の返却により増加した事務的負担は、返却を行う前と比較してその他の業務に影響を与えるほどではなかったとしていることから、酒類等製造業の相続の申告及び酒類販売業の相続の申告においても、戸籍謄本等を返却したとしても、その他の業務に特段の支障を与える程の事務的負担は増加しないと考えられる。

④ 国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである酒類等製造業及び酒類販売業の承継手続においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。

したがって、本件については、申告者の負担の軽減を図る観点から、財務省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -iii 法令等に根拠がないとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 3 の手続)

府省等名	財務省
手続名	相続税の申告
関係法令等	相続税法 (昭和25年法律第73号)
事例の態様	法令等に根拠がないことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例
概要	<p>相続税法 (昭和 25 年法律第 73 号) において、相続により財産を取得した者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされている。また、申告書には、戸籍の謄本 (相続税法施行規則 (昭和 25 年大蔵省令第 17 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 16 条第 3 項)、一定の特例等を適用する申告書には、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し、相続人全員の印鑑証明書等 (施行規則第 1 条の 6 第 3 項等) を添付しなければならないとされている。</p> <p>財務省では、法令の規定上、相続税の申告をする場合には、戸籍謄本等の原本を添付することが義務付けられていること、また、原本を返却する規定はないことから、原本返却やコピーの受付は行っていないとしている。</p> <p>しかし、財務省は、戸籍謄本等以外の遺言書や遺産分割協議書 (以下、本事例において「遺言書等」という。) については、施行規則第 1 条の 6 第 3 項に基づき、原本のコピーを受け付けている。このため、戸籍謄本等についても、相続税法施行規則の改正等により、原本のコピーを受け付けることは可能であると考えられる。</p> <p>遺言書等と戸籍謄本等については、遺言書等は 1 通しか作成されないことがあるが、戸籍謄本等は、地方公共団体に対し交付申請すれば、1 通以上を入手することが可能であるという違いがある。しかし、「申請負担軽減対策」 (平成 9 年 2 月 10 日閣議決定) においては、「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠なものに限る」とされているところである。これを踏まえ、申告者が物理的に提出可能か否かという点だけでなく、提出書類が手続上必要不可欠か否かという点も併せてみると、戸籍謄本等の原本が手続上必要不可欠であるという事情は見当たらない。</p> <p>また、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続税の申告については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。</p> <p>したがって、本件については、申告者の負担の軽減を図る観点から、財務省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -iv 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 4 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	飲食店営業等の許可業者の地位の承継の届出
関係法令等	食品衛生法 (昭和22年法律第233号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している
概要	<p>食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下、本事例において「法」という。) 第 53 条第 1 項に基づき、飲食店営業等の許可業者において相続があった時は、相続人は許可業者の地位を承継することとされている。許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならないこととされている (法第 53 条第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により許可業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (食品衛生法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 23 号) 第 68 条)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断するものではなく、実務に携わる地方公共団体で判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受け、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しているものがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである飲食店営業等の許可業者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -v 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 5 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	理容所の開設者の地位の承継の届出
関係法令等	理容師法 (昭和22年法律第234号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している
概要	<p>理容師法 (昭和 22 年法律第 234 号。以下、本事例において「法」という。) 第 11 条の 3 第 1 項に基づき、理容所の開設者において相続があった時は、相続人は理容所の開設者の地位を承継することとされている。理容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならないこととされている (法第 11 条の 3 第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (理容師法施行規則 (平成 10 年厚生省令第 4 号) 第 21 条第 2 項)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断しておらず、実務に携わる地方公共団体で判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受け、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しているものがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本を返却していないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである理容所の開設者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -vi 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 6 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	美容所の開設者の地位の承継の届出
関係法令等	美容師法 (昭和32年法律第163号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している
概要	<p>美容師法 (昭和 32 年法律第 163 号。以下、本事例において「法」という。) 第 12 条の 2 第 1 項に基づき、美容所の開設者において相続があった時は、相続人は美容所の開設者の地位を承継することとされている。美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならないこととされている (法第 12 条の 2 第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (美容師法施行規則 (平成 10 年厚生省令第 7 号) 第 21 条第 2 項)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断しておらず、実務に携わる地方公共団体に判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受けた場合は、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しても差し支えないと考えているものがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである美容所の開設者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -vii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 7 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	クリーニング業の営業者の地位の承継の届出
関係法令等	クリーニング業法 (昭和25年法律第207号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②戸籍謄本等の返却について特に定めはないため、手続実務を行う地方公共団体が、原本を返却するかどうかを判断している。
概要	<p>クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号。以下、本事例において「法」という。) 第 5 条の 3 第 1 項に基づき、クリーニング所の営業者において相続があった時は、相続人はクリーニング所の営業者の地位を承継することとされている。クリーニング所の営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届け出なければならぬこととされている (法第 5 条の 3 第 2 項)。また、この届出書には、戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意によりその地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付しなければならないとされている (クリーニング業法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 35 号) 第 2 条の 2 第 2 項)。</p> <p>厚生労働省では、提出書類の原本返却について特に定めがなく、届出事務の実務は地方公共団体に委ねているため、提出書類の原本返却については厚生労働省で判断しておらず、実務に携わる地方公共団体で判断しているとしている。</p> <p>届出事務を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区のうち、今回、保健所設置市について調査したところ、それらの中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受けた場合は、届出者に対し、戸籍謄本等の原本を返却し、原本のコピーを保存しても差し支えないと考えているものがみられた一方で、法令上、提出書類の原本返却に関する明文規定が無く、厚生労働省からも原本返却の可否についての通知等が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、保健所設置市により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、保健所設置市は、届出事務であることから、受付後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つであるクリーニング業の営業者の地位の承継の届出においても、戸籍謄本等の原本を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、届出事務を実際に行っている地方公共団体が、相続時に提出する戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行う必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) -イ- (7) -viii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例
(No. 8、9 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	自動車の①移転登録の申請及び②永久抹消登録の申請
関係法令等	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)
事例の態様	次のことから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 ①法令等に根拠がない ②他機関からの照会等に備えるため戸籍謄本等を保管する必要がある
概要	<p>道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。以下、本事例において「法」という。)に基づき、相続時は、地方運輸局長に対し、自動車登録ファイルに登録されている所有者の住所・氏名等を相続人名義に変更する場合は移転登録の申請 (法第 13 条第 1 項) を、相続を機に自動車を廃車とし自動車が実態を有しなくなった場合は自動車の登録の抹消申請 (法第 15 条第 1 項) を行わなければならない (注 2)。</p> <p>上記のいずれの申請においても、申請者は、戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれを証するに足るその他の書面 (自動車登録令 (昭和 26 年政令第 256 号。以下、本事例において「登録令」という。) 第 18 条)、印鑑証明書 (登録令第 16 条) 等を提出しなければならない。</p> <p>国土交通省では、i) 現行法令解釈上、戸籍謄本等を返却する扱いやコピーの受付はできないこと、ii) 警察からの照会に対応する等、登録申請が真正かつ適正なものであったかどうか後日確認することができるようにするため、提出書類の原本を保管する必要があることから、戸籍謄本等の返却や戸籍謄本等のコピーの受付は行っていないとしている。</p> <p>しかし、今回の調査の結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 現行法令解釈上、戸籍謄本等の原本返却等を行うことはできないとしているが、戸籍謄本等と同様に地方公共団体で発行される公的な書類である住民票や印鑑証明書 (道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 36 条第 1 項) 及び遺産分割協議書や遺言書 (登録令第 14 条第 1 項第 2 号) について、原本のコピーの提出を認めている。このため、戸籍謄本等についても、道路運送車両法施行規則等の改正等により、原本のコピーを受け付けることは可能であると考えられる。</p> <p>また、一部の地方運輸局においては、戸籍謄本等を返却していた。これらについて特段の支障は認められなかった。</p> <p>② 警察庁によると、本件手続について、戸籍謄本等の原本保管を警察庁として求める特段の理由は認められないとのことであった。</p> <p>また、地方運輸局においては、申請者からの他の相続手続等に提出書類を使用したいという要望を受け、申請者に対し、一部の提出書類 (戸籍謄本等、印鑑証明書、遺産分割協議書又は遺言書) の原本を返却し、原本のコピーを保管しているものがみられたが、登録申請が真正かつ適正なものであったかどうか確認することができなかったといった状況はみられなかった。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続時の自動車の名義変更・廃車手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。</p> <p>したがって、本件については、申請者の負担の軽減を図る観点から、国土交通省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要があるところ、当省の調査の過程で、国土交通省は、各地方運輸局自動車技術安全部管理課長、四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官及び内閣府沖縄総合事務局運輸部</p>

	車両安全課長に対して、「自動車の相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却について」（平成 29 年 2 月 21 日付け自動車情報課登録班長通知）を発出し、戸籍謄本等を返却することが可能となった。
--	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国土交通省は、「相続時には、移転登録の申請と併せて、自動車を運行の用に供することをやめた時に行う一時抹消登録（法第 16 条第 1 項）を申請することがあるが、一時抹消登録の際は、戸籍謄本等の提出を求めることとしていない」としている。

表3-(2)-イ-(イ)-i 手続実務を行う地方公共団体等の判断で戸籍謄本等を返却するものであるとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等	
			一部の地方公共団体等において、届出者の要望に応じて戸籍謄本等を返却している	相続手続完了後に戸籍謄本等を利用することはない
1	財務省	製造たばこの小売販売業の承継の届出	○	○
2	厚生労働省	飲食店営業等の許可業者の地位の承継の届出	○	○
3	厚生労働省	理容所の開設者の地位の承継の届出	○	○
4	厚生労働省	美容所の開設者の地位の承継の届出	○	○
5	厚生労働省	クリーニング業の業者の地位の承継の届出	○	○
合計5手続			5手続	5手続

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) -イ- (イ)- ii 手続実務を行う地方支分部局の判断で戸籍謄本等を返却するものであることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 1 の手続)

府省等名	財務省
手続名	製造たばこの小売販売業の承継の届出
関係法令等	たばこ事業法 (昭和59年法律第68号)
事例の態様	手続実務を行う地方支分部局が、戸籍謄本等を返却するかどうかを判断するものであることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例
概要	<p>たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号。以下、本事例において「法」という。) 第 27 条において、小売販売業者に相続があった時は、小売販売業者の地位を承継する者は、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならないとされている。また、法第 44 条において、財務大臣の権限は財務局長に委任されている。更に、たばこ事業法施行規則 (昭和 60 年大蔵省令第 5 号) 第 25 条第 1 項においては、届出書には、相続人を確認する観点から戸籍謄本や住民票の写し等を添付しなければならないとされている。</p> <p>財務省では、戸籍謄本等の偽造リスクを回避する観点から戸籍謄本等の原本の提出は必要であるが、承継手続完了後、財務局の実務等に支障がないのであれば原本返却は可能と考えるとしており、現状では、戸籍謄本等の返却を行うための手続は確立していないとしている。</p> <p>しかし、財務局の中には、届出者からの他の相続手続等に戸籍謄本等を使用したいという要望を受け、届出者に対し、戸籍謄本等を返却し、戸籍謄本等のコピーを保存しているものがみられた一方で、提出書類の原本返却に関する明確な規定が無く、届出者から要望が無いことを理由に原本返却を行っていないものもみられ、同一手続にもかかわらず、財務局により取扱いが区々となっていた。</p> <p>なお、財務局は、承継手続完了後は提出書類を業務上利用していないとしている。</p> <p>加えて、国民からは、戸籍謄本等を手続ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手続については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手続の一つである製造たばこの小売販売業の承継の届出においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。</p> <p>したがって、本件については、届出者の負担の軽減を図る観点から、財務省は、相続時に提出する戸籍謄本等を返却する必要がある。</p> <p>※ 財務省は、戸籍謄本等の返却を明確化する手続を制度改正で措置する予定としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) - イ - (ウ) - i 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等		
			他機関では、戸籍謄本等を保管することを要請していない	戸籍謄本等以外の提出書類の中には、コピーの受付や電子媒体（PDF）の受付を行っているものもある	訴訟が提起された場合等に、証拠能力に不安がある
1	財務省	酒類販売業の相続の申告		○	
2	財務省	酒類等製造業の相続の申告		○	
3	厚生労働省	遺族補償年金の請求		○	○
4	厚生労働省	遺族補償一時金の請求		○	○
5	厚生労働省	遺族年金の請求		○	○
6	厚生労働省	遺族一時金の請求		○	○
7	厚生労働省	未支給の保険給付の請求		○	○
8	厚生労働省	葬祭料の請求		○	○
9	厚生労働省	葬祭給付の請求		○	○
10	厚生労働省	障害補償年金差額一時金の請求		○	○
11	厚生労働省	障害年金差額一時金の請求		○	○
12	国土交通省	自動車の移転登録の申請	○	○	○
13	国土交通省	自動車の永久抹消登録の申請	○	○	○
合計13手続			2手続	13手続	11手続

(注) 当省の調査結果による。

表3- (2) -イ-(ウ) - ii 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとしていることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 3~11 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	労災保険の①遺族補償年金の請求、②遺族補償一時金の請求、③遺族年金の請求、④遺族一時金の請求、⑤未支給の保険給付の請求、⑥葬祭料の請求、⑦葬祭給付の請求、⑧障害補償年金差額一時金の請求及び⑨障害年金差額一時金の請求
関係法令等	労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)
事例の態様	他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとしていることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例
概要	<p>労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号。以下、本事例において「法」という。) に基づき、業務又は通勤が原因で亡くなった労働者の遺族は、遺族補償年金 (法第12条の8第2項)、遺族補償一時金 (法第12条の8第2項)、遺族年金 (法第22条の4第1項) 又は遺族一時金 (法第22条の4第1項) を、葬祭を行った遺族などは、葬祭料 (法第12条の8第2項) 又は葬祭給付 (法第22条の5第1項) の支給を請求することができる。また、法に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、労働者の遺族は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる (法第11条)。さらに、障害補償給付 (業務災害の場合) 又は障害給付 (通勤災害の場合) の受給者のうち、障害 (補償) 年金の受給者が死亡した時は、遺族は、既に支給された障害 (補償) 年金と障害 (補償) 年金前払一時金の額が、障害等級に応じて定められている一定額に満たない場合には、障害補償年金差額一時金 (法附則第58条第1項) 又は障害年金差額一時金 (法附則第61条第1項) の支給を請求することができる。とされている。</p> <p>これらの支給の請求時には、労働基準監督署に対し、戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) や除籍全部事項証明書 (除籍謄本) 等、住民票の写し、死亡診断書、死体検案書又は検視調書 (以下、本事例において「死亡診断書等」という。) の記載事項証明書等の書類を提出することとなっている。</p> <p>厚生労働省では、i) 戸籍謄本等は行政処分に関する資料である以上、当時の資料を保持し続ける必要がある、ii) 処分決定後も受給権者・受給資格者の確認 (転給の場合等) に必要な資料である、iii) 訴訟となった場合、戸籍謄本等を労働者災害の認定処分に用いた一連の資料の一つとして提出する必要があることから、戸籍謄本等を返却していないとしている。</p> <p>しかし、「未支給の保険給付、遺族 (補償) 給付及び葬祭料 (葬祭給付) の請求における死亡診断書等の取扱いについて」 (平成26年4月11日付け基労管発0411第2号都道府県労働局労働基準部長宛て厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長通知) によると、請求人の負担の軽減や厚生年金等の事務の取扱いを踏まえ、提出書類について、市町村長に提出した死亡診断書等の記載事項証明書については、これらのコピーで差し支えないとされている。戸籍謄本等は、記載事項証明書と同様に、市区町村で発行される公的な書類であることから、戸籍謄本等についても戸籍謄本等のコピーで差し支えないとすれば、請求人は原本を提出せずに他の相続手続に使用することができることから、請求人の負担の軽減につながると考えられる。</p> <p>また、同通知においては「厚生年金等の事務の取扱いを踏まえ」と記載され、国民年金法及び厚生年金法に基づく年金の請求時には、提出書類のうち戸籍謄本等や死亡診断書等の記載事項証明書については原本が返却され、死亡診断書等についてはコピーでも可という取扱いがされているところである。これを踏まえ、労災保険の請求に</p>

においても、戸籍謄本等についてコピーの提出を受け付ける、又は戸籍謄本等の原本の提出を受け付けた上で原本のコピーを保管することも可能であると考えられる。

さらに、法務省の不動産の所有権移転登記の申請や厚生労働省の年金の請求においては、提出された戸籍謄本等を返却しているが、提出書類のコピーを保管しているため、訴訟となった場合も特段支障は生じていないとしている。

加えて、国民からは、戸籍謄本等を手續ごとに取得するのに手数料と手間がかかるため、相続手續については、提出した戸籍謄本等を返却してほしいとの要望が出されているところである。このような要望を踏まえ、相続手續の一つである労災保険の請求においても、戸籍謄本等を返却することが重要であると考えられる。

したがって、本件については、請求者の負担の軽減を図る観点から、厚生労働省は、相続時に提出する戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行う必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-イ-(イ) 事務的負担の増加を懸念しているもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等
			戸籍謄本等を返却している手続においては、特段の支障は生じていない
1	財務省	酒類販売業の相続の申告	○
2	財務省	酒類等製造業の相続の申告	○
合計2手続			2手続

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-イ-(オ) 戸籍謄本等の返却の要望がないとするもの

No.	所管府省	手続名	手続の状況等
			戸籍謄本等の返却を求める要望が挙げられている
1	財務省	酒類販売業の相続の申告	○
2	財務省	酒類等製造業の相続の申告	○
合計2手続			2手続

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (2) - ① 法定相続情報証明制度（仮称）について

法務省では、相続登記を促進するための制度として、平成 29 年度早期に、証明制度を新設することを検討している。

表 1 証明制度の概要

実施条件	・ 申出者から、証明制度の利用の申出があった場合に行う。
提出書類	・ 戸籍謄本等 ・ 申出者が作成した法定相続情報一覧図
法定相続情報一覧図の写しの交付方法	・ 職員が戸籍謄本等と申出者が作成した法定相続情報一覧図を確認し、同図を法務局に保管 ・ 法務局は、申出者に対し、認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付する（戸籍謄本等は申出者に返却する。）。
手数料	・ 証明制度の利用に伴う手数料は不要 ・ 郵送料は申出者負担

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 法務局が発行する法定相続情報一覧図の写しの記載例

被相続人法務太郎相続関係説明図

<p>最後の住所 ○県○市○○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (被相続人) 法 務 太 郎</p>	<p>住所 ○県○郡○町○3 4 番地 出生 昭和 4 5 年 6 月 7 日 (子) 法 務 一 郎 (申出人)</p>
<p>住所 ○県○市○町三丁目 4 5 番 6 号 出生 昭和○年○月○日 (配偶者) 法 務 花 子</p>	<p>住所 ○県○市○町三丁目 4 5 番 6 号 出生 昭和 4 7 年 9 月 5 日 (子) 相 続 促 子</p>
<p>以下余白</p>	<p>住所 ○県○市○町五丁目 4 番 8 号 出生 昭和 5 0 年 1 1 月 2 7 日 (子) 登 記 進</p>

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○
(住所：○市○町○番地)

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る
法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
○○法務局○○出張所 登記官 ○○ ○○ 職印

(注) 本書面は、提出された戸籍除謄本等の記載に基づくものである。相続放棄
に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 ○00000 1 / 1

(注) 法務省の資料による。

(注) 当省の調査結果による。